平成２８年（フ）第２０８号
大阪市住吉区長居西２丁目11番３―1006号、申立時住所兵庫県宝塚市伊子志２丁目３番38―203号
債務者　金川　志奈（婚姻時の姓小迫・國吉）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番４―Ｂ422号
債務者　西村　　舞（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
兵庫県姫路市野里慶雲寺前町２番３―201号ダンマルシェ、従前の住所兵庫県姫路市御国野町国分寺649番地１　プリミエール国分寺Ｃ―101
債務者　清浦　庄二
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９０号
兵庫県高砂市中島１丁目17番48―201号　エクセレント中島
債務者　工藤　穂悦
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２９号
奈良県生駒市壱分町628番地70
債務者　長谷川裕幸
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３３号
奈良市東九条町292番地の１　ユニティ奈良一番館101号
債務者　山田　涼葉（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
鳥取県米子市米原４丁目６番68号　メルグランデＡ101号
債務者　足立　泰子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１９号
鳥取県境港市弥生町130番地
債務者　山口　明美
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１０６号
広島市中区千田町１丁目13番６―201号
債務者　田中　輝昭
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８号
広島市西区楠木町１丁目16番５―303号
債務者　澤野　　勝
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８２号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目９番30―303号　戸坂ラックビル
債務者　久保真由美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０１号
広島市西区三篠町１丁目12番５―206号　中沢方
債務者　吉延　泰志
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６号
広島県尾道市因島土生町1897番地13
債務者　たつみやこと　岡野　泰通
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２７号
広島県尾道市因島土生町1897番地13
債務者　岡野　宏美
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８号
広島県安芸高田市吉田町常友209番地６
債務者　小川　満美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第３５号
徳島県板野郡藍住町東中富字鑓場傍示46番地１　エクセレントコンフォール206号、旧住所徳島県板野郡藍住町東中富字直道傍示41番地１　コーポ木内201号
債務者　森　　美樹
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５号
高知県須崎市多ノ郷甲306番地53
債務者　和田　真理
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　高知地方裁判所須崎支部